

障害者自立支援法「改正」法の概要

(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律)

① 颁布 公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し 平成24年4月までの政令で定める日から施行

- 一 利用者負担について、応益負担を原則に
 - 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

※以上のように「概要」は述べますが、条文では、「当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」とあります。応益負担のしくみは温存されます。

③ 売害者の範囲の見直し

- ## 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実 平成24年4月1日施行

*自立支援協議会については平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
 - 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 関連児支援の強化 平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
 - 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - 一 在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し)。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする)

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護、個別給付化）
(その他) ①「その有する能力及び適正に応じ」の削除、②成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、③児童デイサービスに係る利用年齢の特例、④事業者の業務管理体制の整備、⑤精神科救急医療体制の整備等、⑥難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

①③⑥：公布日施行 ②④⑤：平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

(衆議院法制局の資料より。※印以下の説明および下線は編集部)

〈声明〉障害者自立支援法「改正」法案の参議院可決・成立に断固抗議する

10.29全国大フォーラム実行委員会 事務局長 太田修平

(略) 本「改正」法は、「新法へのつなぎ」どころか、自立支援法の「延命」「復活」に道を開くものと言わなければならない。応益負担の「応能」化ではなく、現行の負担を温存し、「1割負担」を条文化する。また、推進会議が提出した「4つの緊急課題」は全く考慮されていない。制度の谷間の問題は先送りされ、より一層重要となるべき相談支援やコミュニケーション支援は、新法移行のバックアップどころか大きな妨げとなるものである。この法律は、地域であたり前に生きたい、人間として諂ひをもって生きたいすべての障害者の思いに反するものである。(略)

私たちは連帯の輪をさらに大きくし、あきらめない運動により一層とりくむ決意である。



11月17日～12月3日、国会前では連日反対の訴えが続いた

變 担 せ 負 化

「復活」、介護保険へ統合させようとする強い逆流があります。応益負担は応能負担に変わる？配偶者、子どもの親の所得認定は変わりません。低所得者に利用者負担がある制度は応能負担とはいえません。障害のための支援と利用料の負担が連動する応益負担制度が固定化されかねません。

11月30日、社会保障審議会介護
險部会は、「被保險者年齢を40歳
下に広げ、若年障害者への給付の
合」のまとめを提出。平成24年4
1日は介護保険法改正の日ですが
自立支援法「改正」法のほとんど
項目が、その日から施行されるこ
になっています。（左ページ概要参照）

11月30日、社会保障審議会介護保険部会は、「被保険者年齢を40歳以下に広げ、若年障害者への給付の統合」のまとめを提出。平成24年4月1日は介護保険法改正の日ですが、自立支援法「改正」法のほとんどの項目が、その日から施行されることになっています。(左ページ概要参照)

国会で何が起つたの？

ームなどは総合福祉部会議論の足かせになる可能性もあります。

*放課後等ディサービスについては「令こそ子どもの権利を!」(36ページ～)に。